

臨時株主総会 招集ご通知

AOI Pro.

株式会社 AOI Pro. 証券コード:9607

開催日時 平成28年9月27日(火曜日)午前10時

開催場所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー 36階
「ガーネット36」

決議事項

- ◎ 第1号議案 株式移転計画承認の件
- ◎ 第2号議案 定款一部変更の件

<目次>

臨時株主総会招集ご通知	1
臨時株主総会参考書類	4

東京都品川区大崎一丁目5番1号
株式会社 AOI Pro.
代表取締役 中江 康人

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のページのいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「臨時株主総会参考書類」をご検討いただき、平成28年9月26日(月曜日)午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時	平成28年9月27日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー 36階「ガーネット36」
3. 目的事項	決議事項 第1号議案 株式移転計画承認の件 第2号議案 定款一部変更の件

以上

(お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
以下の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aoi-pro.com/>) に掲載しておりますので、本臨時株主総会参考書類には記載していません。

「第1号議案における他の株式移転完全子会社(株式会社ティー・ワイ・オー)の最終事業年度に係る計算書類等」
なお、臨時株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aoi-pro.com/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

■ 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

臨時株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 平成28年9月27日(火曜日) 午前10時(受付開始: 午前9時)

場所 品川プリンスホテル メインタワー36階
(末尾の「臨時株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年9月26日(月曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 平成28年9月26日(月曜日) 午後6時まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 「パスワード」(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の臨時株主総会時のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成28年9月26日(月曜日)の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点等がございましたら下記フリーダイヤルへお問い合わせください。

議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。
- ② 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使サイトに
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(フリーダイヤル)
電話 **0120-173-027** (受付時間 平日9:00~21:00)

■ 臨時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式移転計画承認の件

1 株式移転を行う理由

(1) 背景

当社は、昭和38年(1963年)に設立、50年以上の長きにわたりTVCM制作に携わっており、業界最大手の一角としての地位を確立しております。平成27年3月に策定した中期経営計画に基づき、コア事業であるTVCM制作を中心とする広告映像制作のさらなる拡大を図る一方で、AOI Pro.グループが培ってきた映像制作ノウハウを強みとして、拡大を続けるインターネット広告分野における動画コンテンツマーケティング事業に新たに挑戦しております。また、海外では、成長著しい東南アジア及び中国にネットワークを築き、日系の広告会社やクライアントとのこれまでのリレーションをもとに広告映像制作ビジネスを展開しつつ、足元では現地企業との取引も増えつつある状況です。

株式会社ティー・ワイ・オー(以下「TYO」といいます。)は、昭和57年(1982年)に設立、M&A等により急成長を果たし、TVCM制作業界において、業界最大手の一角としての地位を確立しております。平成25年9月に策定した中期経営計画に基づき、従来の、広告代理店を経由するTVCM制作を中心とした広告映像制作事業の拡大を図る一方で、TYOグループが培ってきたクリエイティブ力を活かして、広告主との直接取引も営業体制を拡充しつつ、強化・推進しており、更に、従来の広告映像制作事業とのシナジーが大きいPR事業も新たに開始予定であります。また、海外において、インドネシアの広告会社とのジョイントベンチャー設立や、すでにアジアに複数拠点を保有するクリエイティブ・エージェンシーの子会社化等により、進出の足がかりを築いております。

近年、インターネットを中心としたデジタルメディア等の媒体の多様化や、スマートフォンやタブレット端末等に代表されるデバイスの多様化に加え、通信速度やデータ解析、VR (Virtual Reality=仮想現実)やAR (Augmented Reality=拡張現実)等のテクノロジーの劇的な進化もあいまって、広告事業を取り巻く環境は大きく急激に変化しております。また、2017年度から数年間で、放送局に対するTVCM素材の提供方法がオンラインでのデータ送稿へ移行し、プリント売上が減少していくことも見込まれています。こうしたことから、両社が現時点において主力としているTVCM制作マーケットについては、中長期的には大きな成長を見込む事は難しい一方で、広告に関連する事業領域は、その手法や構造の変化を伴いながらも、拡大していくものと考え

えられています。

広告事業を取り巻くかかる状況、両社のビジョン、経営方針、事業戦略等を総合的に勘案した結果、両社が対等の精神に基づいて経営統合を行い、業界をリードする新たなグループを形成し、共通の理念と戦略の下で、経営資源の結集及び有効活用により、「より大きなシェア」「より強い交渉力」「より強靱な資本」を保持する事が両社の中長期的な成長の為に必須条件であり、更に先進的なビジネスモデルの構築において、より強い競争力を得る事につながる、との結論に至りました。

(2) 目的と効果

両社は、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方法により、完全親会社であるAOI TYO Holdings株式会社(以下「本持株会社」といいます。)を設立し経営統合を行うこと(以下「本経営統合」といいます。)により、業界をリードする新たなグループ企業として、先進的なビジネスモデルを構築するとともに、魅力あるサービスを提供し、日本のみならず、アジアNO.1の、映像を主とする広告関連サービス提供会社として、お取引先、株主、従業員、社会等すべてのステークホルダーに貢献する企業となることを目指します。

両社がコア事業とするTVCM制作を主とする広告映像制作事業については、両社の営業上の独自性・独立性を尊重・維持し、両社がこれまで培ってきたそれぞれのブランドは従来通り競合関係を維持し切磋琢磨していくことが、全体の売上・利益を極大化することにつながるものと考えております。一方で、人材教育や業務の効率化施策の共通化、仕入れの共同化、ポストプロダクション部門や撮影機材レンタル部門の相互融通等については、積極的に推進し、収益力・コスト競争力の強化を図ります。加えて、VRやAR等、新たな映像制作技術の開発力は、両社の経営資源を結集することで、格段にアップするものと考えております。

当社が新規事業として取り組む動画マーケティング事業については、広告会社と協業ソリューションを提供するビジネスモデルを推進していく一方で、広告主との直接取引となり、そのための営業体制が必要となることも想定されるため、広告主との直接取引を強化しているTYOとのシナジーは、非常に大きいと考えております。

海外事業については、TYOが広告会社とのM&Aを進めている一方で、当社は広告映像制作ビジネスを展開しており、機能重複がなく、クライアントを日系企業から現地企業へと拡大する方針が一致しているため、早期に統合効果が発揮されるものと考えております。

加えて、本持株会社体制により、両社共通の経営戦略の下、本持株会社が成長分野に両社の経営資源を効率的に配分することができるようになるため、経営の機動性・効率性が増すとともに、これまで以上に前向きなリスクテイクが可能になり、業界の変化への適応力が高まるものと考えております。

以上のことから、当社はTYOと、平成29年1月4日を効力発生日として、本株式移転の方法により、本持株会社を設立し本経営統合を行うことについて、株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を作成のうえ、平成28年7月29日開催の当社の取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画のご承認をお願いするものであります。

2 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容は次のとおりであります。

株式移転計画書(写)

株式会社AOI Pro. (以下「甲」という。)及び株式会社ティー・ワイ・オー (以下「乙」という。)は、平成28年7月29日付で、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したもので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (株式移転)

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)の成立の日(第7条において定義する。以下同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条 (新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。

(1)目的

新会社の目的は、別紙1「定款」第2条記載のとおりとする。

(2)商号

新会社の商号は、「AOI TYO Holdings株式会社」とし、英文では「AOI TYO Holdings Inc.」と表

示する。

(3)本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都港区とする。

(4)発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、8000万株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

第3条 (新会社の設立時取締役及び設立時監査等委員の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

1. 新会社の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は、次のとおりとする。

取締役	吉田 博昭
取締役	中江 康人
取締役	譲原 理
取締役	上窪 弘晃

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役	八重樫 悟
社外取締役	小久保 崇
社外取締役	高田 一毅
社外取締役	萩原 義春

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 新会社が、本株式移転に際して甲及び乙の株主に対して交付する甲又は乙の普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。

- (1)新会社が本株式移転に際して甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前の時点(以下「基準時」という。)において甲が発行している普通株式の数に1を乗じた数
- (2)基準時において乙が発行している普通株式の数に0.18を乗じた数

2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲又は乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合にて新会社の普通株式を割り当てる。
- (1) 甲の株主に対し、その有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株
 - (2) 乙の株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式0.18株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理する。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
50億円
- (2) 資本準備金の額
12億5000万円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から④までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社葵プロモーション 第2回新株予約権	別紙2記載	AOI TYO Holdings株式会社 第1回新株予約権	別紙3記載
②	株式会社AOI Pro. 第5回新株予約権	別紙4記載	AOI TYO Holdings株式会社 第2回新株予約権	別紙5記載
③	株式会社AOI Pro. 第6回新株予約権	別紙6記載	AOI TYO Holdings株式会社 第3回新株予約権	別紙7記載
④	株式会社AOI Pro. 第7回新株予約権	別紙8記載	AOI TYO Holdings株式会社 第4回新株予約権	別紙9記載

2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の新株予約権者に対して、その所有する前項の表の①から④までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
3. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から④までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄		
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社ティー・ワイ・オー 第8回新株予約権	別紙10記載	AOI TYO Holdings株式会社 第5回新株予約権	別紙11記載
②	株式会社ティー・ワイ・オー 第9回新株予約権	別紙12記載	AOI TYO Holdings株式会社 第6回新株予約権	別紙13記載
③	株式会社ティー・ワイ・オー 第10回新株予約権	別紙14記載	AOI TYO Holdings株式会社 第7回新株予約権	別紙15記載
④	株式会社ティー・ワイ・オー 第11回新株予約権	別紙16記載	AOI TYO Holdings株式会社 第8回新株予約権	別紙17記載

4. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙の新株予約権者に対して、その所有する前項の表の①から④までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第7条 (新会社の成立の日)

新会社の設立の登記をすべき日(以下「新会社の成立の日」という。)は、平成29年1月4日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条 (株式移転計画承認株主総会)

1. 甲は、平成28年9月27日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、平成28年9月27日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議の上、合意により前二項に定める株主総会開催日を変更することができる。

第9条（株式上場）

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成28年9月30日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり7円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、甲は、本株式移転の効力の発生を条件として、平成28年12月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり12円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成28年7月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり5円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、乙は、本株式移転の効力の発生を条件として、平成28年12月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり2円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後、新会社の成立の日以前を基準日として剰余金の配当の決議を行わないものとする。

第11条（役員退職慰労金）

乙は、平成28年7月期に係る定時株主総会において、乙の役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金の支給を受ける資格を有するその時点の取締役及び監査役に対して退職慰労金の打切り支給を行う旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。当該議案が承認された場合には、乙は、その後開催される取締役会において、乙の役員退職慰労金規程に基づき、対象となる取締役及び監査役に支給される退職慰労金の総額を決定し、当該取締役及び監査役の退任時に、取締役会におい

て、当該総額の範囲内で、退職慰労金規程に基づき、対象となる取締役及び監査役の具体的な退職慰労金の額を決定し、当該退職慰労金を支給するものとする。

第12条（事業の運営等）

甲及び乙は、新会社の成立の日までの間、それぞれ善良な管理者としての注意をもって、自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良な管理者の注意をもって、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、本計画に別途定める場合を除き、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め甲及び乙が協議し、合意の上行うものとする。

第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、甲若しくは乙の事業、財産状態若しくは権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事態、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生し、本計画の目的を達成することが不可能若しくは著しく困難となった場合には、甲及び乙が協議の上、合意により本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上、合意によりこれを定める。

[本頁以下余白]

以上を証するため、原本2通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年7月29日

東京都品川区大崎一丁目5番1号
株式会社AOI Pro.
代表取締役 中江 康人 ㊟

東京都品川区上大崎二丁目21番7号
株式会社ティー・ワイ・オー
代表取締役 吉田 博昭 ㊟

別紙1 定款

AOI TYO Holdings株式会社 定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社はAOI TYO Holdings株式会社と称し、英文ではAOI TYO Holdings Inc.と表示する。

第2条 (目的)

当社は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) テレビコマーシャルその他すべての広告の企画及び制作
- (2) 広告代理業
- (3) 映画、テレビ番組、音楽、デジタルコンテンツ(携帯電話コンテンツを含む)、Web及びグラフィックを含む広告制作物、インターネットのWebサイト、書籍(電子書籍を含む)、印刷物、映像ソフトウェア、音響ソフトウェア、コンピュータソフトウェアの企画、制作、販売、出版、配給、興行、輸出入、賃貸借、仲介及び運営
- (4) イラストレーション、キャラクターデザイン、漫画、キャラクター商品の企画、制作、開発及び販売
- (5) 工業所有権、著作権等の無体財産権、その他ソフトウェアの企画、取得、販売、管理、許諾及び仲介
- (6) 音楽著作物の利用の開発
- (7) 玩具、衣料用繊維製品、衣料雑貨、ポスター、アルバム等写真用品、装身具、日用雑貨品等の企画、製造、輸出入及び販売
- (8) 切手、はがき、印紙、飲料(酒類含む)、食料品、医薬品、化粧品、美術品、宝石類、煙草等の企画、販売
- (9) 屋外広告物、展示物、室内装飾等の企画、制作、管理、施工
- (10) 広告、広報を目的とする建設工事の企画、設計、監理、施工
- (11) 地域開発事業の企画及び実施
- (12) 各種イベントの企画、制作、運営及び実施
- (13) PR施設、文化施設、スポーツ施設、研修施設、医療施設、劇場、貸ホール、画廊、遊技場、飲食店及び駐車場の企画、運営
- (14) 国内外におけるタレント、作家、クリエイター等映像メディアに関わる人材の育成、教育、管理、有料職業紹介及び斡旋、マネジメント並びにプロモート業
- (15) 俳優、歌手、文化人のコマーシャル出演に関する企画、演出、管理、渉外等の業務

- (16) 撮影スタジオ、録音スタジオ、編集スタジオの経営
- (17) 撮影用、再生用映画及びビデオ機材のレンタル
- (18) 映像機器及びその周辺機器並びに映像・撮影関連消耗品の輸入及び販売
- (19) ピーアール、記録、教育及び展示映像の企画及び制作
- (20) 広告宣伝の企画実施
- (21) インターネットを利用した各種情報提供サービス業務、市場調査、宣伝及び広告等の受託
- (22) インターネットの接続仲介、アクセスサービス業
- (23) デジタルコンテンツ(テキスト、音声、静止画、動画)の制作、配信及びデジタルメディアの最適利用等に関するコンサルティング
- (24) 通信販売業
- (25) コンピュータ及びその周辺機器の開発、販売
- (26) コンピュータ、通信機器、コンピュータシステム及び通信ネットワークシステムに関する企画立案、コンサルティング、設計、開発、販売、賃貸、請負、設置修理及び保守
- (27) 情報システム関連資産の賃貸借事業
- (28) 市場調査業及び販売促進活動に関するコンサルティング業務及び申込受付等の代行
- (29) 経営コンサルティング業務
- (30) 金融業
- (31) 財務経理、人事、人材育成、情報システム構築、運営、資産管理等に関する業務及び給与計算、各種保険手続等の業務請負事業
- (32) 集金業務の代行事業
- (33) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理並びに投資事業組合、投資事業有限責任組合への出資
- (34) 有価証券の保有及び投資
- (35) 建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計、施工、監理、技術指導及びコンサルティング並びに請負
- (36) 土木工事、建築工事、大工工事、屋根工事、タイル、レンガ、ブロック工事、内装仕上工事に関する調査、企画、設計、監理、施工に関連する役務の提供及びコンサルタント業
- (37) 労働者派遣事業
- (38) 絵画及び美術品等の企画、制作及び販売
- (39) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及びコンサルティングに関する事業
- (40) 損害保険代理業
- (41) 生命保険の募集に関する業務
- (42) 警備業法に基づく警備業

- (43) 旅行業法に基づく旅行業
- (44) 倉庫業法に基づく倉庫業
- (45) 一般貨物自動車運送事業
- (46) 古物商
- (47) 環境保全を考えた消費者の行動が環境に配慮した機器やサービスの需要や市場を誘発する環境誘発型ビジネスに関連する企画、役務の提供及びコンサルタント業
- (48) 電気通信事業
- (49) 商品開発及び企画、販売、企業イメージに関するコンサルティング
- (50) グラフィックデザイン、工業デザイン、英字及び諸外国文字、和字等の字型の企画及び設計
- (51) 写真の現像、焼付及び加工業
- (52) 美容及び着付業
- (53) 加盟店に対する撮影指導、必要用品の仕入れルートの斡旋及び販売上必要な資材の供給
- (54) マーケティング企画広告代理業務
- (55) 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は8000万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を買受けることができる。

第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条（単元未満株式の買増請求）

当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という）することができる。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第11条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条（株主名簿管理人）

当社は株主名簿管理人を置く。

2. 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社では取扱わない。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とする。

第15条（招集者）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第16条（議長）

株主総会の議長は代表取締役がこれにあたる。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第17条（議決権の代理行使）

株主又はその代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主又は前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎にあらかじめ当社に提供するものとする。

第18条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第19条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第20条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第21条（員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、4名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第22条（選任方法）

取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第23条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第24条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第25条 (取締役会の招集者)

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第26条 (取締役会の議長)

取締役会の議長は代表取締役がこれにあたる。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第27条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第28条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第29条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名捺印する。

第30条 (重要な業務執行の決定の取締役への委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第31条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第32条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第33条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第34条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第35条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第36条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

第37条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名捺印する。

第38条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

第39条（事業年度）

当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第40条（剰余金の配当基準日）

当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

第41条（中間配当）

当社は、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第42条（除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

附 則

第1条（最初の事業年度）

第39条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成29年12月31日までとする。

第2条（最初の取締役及び監査等委員の報酬等）

第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の総額は年額金2億円以内とする。

2. 第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額金5000万円以内とする。

第3条（附則の削除）

本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以 上

別紙2 株式会社AOI Pro.第2回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称 株式会社葵プロモーション第2回新株予約権
2. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数
募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は500株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
3. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成21年8月18日から平成51年8月17日まで

5. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 募集新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイか

らホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。
9. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合又は上記7.に従って当社が募集新株予約権を取得することを決定している場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ① 新株予約権者が平成50年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年8月18日から平成51年8月17日
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

11. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)ないし(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S)：平成21年8月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値
(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X)：1円

- (4) 予想残存期間 (T) : 15年
- (5) 株価変動性 (σ) : 15年間(平成6年8月17日から平成21年8月17日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金(平成21年3月期の実績配当金) ÷ 上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)
12. 募集新株予約権を割り当てる日
平成21年8月17日
13. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
払込みの期日は平成21年8月17日とする。
14. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記15.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
 - (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記16.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
15. 募集新株予約権の行使請求受付場所
当社管理本部(又はその時々における当該業務担当部署)
16. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所
株式会社みずほ銀行五反田支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)
17. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等
- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

19. 発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

20. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙3 AOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称 AOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権
2. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数
募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は500株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
3. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成29年1月4日から平成51年8月17日まで

5. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 募集新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイか

らホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記7.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記10.に準じて決定する。
9. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社AOI Pro.の取締役の地位を喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合又は上記7.に従って当社が募集新株予約権を取得することを決定している場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ① 新株予約権者が平成50年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年8月18日から平成51年8月17日
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

11. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

募集新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 募集新株予約権を割り当てる日

平成29年1月4日

13. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

17. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙4 株式会社AOI Pro.第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社AOI Pro.第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年11月28日から平成54年11月27日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホ

までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、乙は、地位喪失日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記4.の期間内において、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - ① 新株予約権者が平成53年11月27日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成53年11月28日から平成54年11月27日
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は切り上げる)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S):平成24年11月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X):1円
- (4) 予想残存期間(T):15年

- (5) 株価変動性 (σ) : 15年間(平成9年11月27日から平成24年11月27日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金(平成24年3月期の実績配当金) ÷ 上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数 ($N(\cdot)$)

12. 新株予約権を割り当てる日

平成24年11月27日

13. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成24年11月27日

14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを下記15.に定める行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記16.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

15. 新株予約権の行使請求受付場所

当社総務本部又はその時々における当該業務担当部署

16. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行五反田支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店

17. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

19. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

20. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

別紙5 AOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 AOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年1月4日から平成54年11月27日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホ

までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10.に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、株式会社AOI Pro.の取締役の地位を喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、乙は、地位喪失日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記4.の期間内において、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
 - ① 新株予約権者が平成53年11月27日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成53年11月28日から平成54年11月27日
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成29年1月4日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普

通株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

17. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙6 株式会社AOI Pro.第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社AOI Pro.第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、4.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を548円(以下、「行使価額」という)とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は下記4.に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の

翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年11月28日から平成29年11月27日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当

社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11.に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
 11. その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
 12. 新株予約権と引換に金銭を払込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。
 13. 新株予約権を割り当てる日
平成24年11月27日
 14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印、又は署名の上、これを下記15.に定める行使請求受付場所に提出する。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記16.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。
 15. 新株予約権の行使請求受付場所
当社総務本部又はその時々における当該業務担当部署
 16. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所
株式会社みずほ銀行五反田支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店

17. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

19. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

20. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙7 AOI TYO Holdings株式会社第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 AOI TYO Holdings株式会社第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、4.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を548円(以下、「行使価額」という)とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は下記4.に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。
- (2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の

翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年1月4日から平成29年11月27日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当

社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
上記8.に準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11.に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
 11. その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
 12. 新株予約権と引換に金銭を払込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。
 13. 新株予約権を割り当てる日
平成29年1月4日
 14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印、又は署名の上、これを当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。
 15. 新株予約権の行使の効力発生時期等
 - (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

16. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

17. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

18. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙8 株式会社AOI Pro.第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社AOI Pro.第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、4.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1,030円(以下、「行使価額」という)とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は下記4.に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①または②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。
- (2)調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(係る新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。
 - (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、係る割当てまたは配当等の条件等を勸案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
 - (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
5. 新株予約権を行使することができる期間
平成29年12月2日から平成32年12月1日まで
 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
 8. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日

までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

13. 新株予約権を割り当てる日

平成27年12月1日

14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを下記15.に定める行使請求受付場所に提出する。

- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記16.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
当社総務部またはその時々における当該業務担当部署
16. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所
株式会社みずほ銀行五反田支店またはその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店
17. 新株予約権の行使の効力発生時期等
 - (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、係る変更は本要項と一体をなすものとする。
19. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。
20. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は当社代表取締役に一任する。
21. 上記各項は金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

別紙9 AOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 AOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

当該調整後付与株式数を適用する日については、4.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1,030円(以下、「行使価額」という)とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は下記4.に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①または②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(係る新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、係る割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
5. 新株予約権を行使することができる期間
平成29年12月2日から平成32年12月1日まで
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
8. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

- (3)当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間
上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日

- までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記8.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
下記11.に準じて決定する。
10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
11. その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
13. 新株予約権を割り当てる日
平成29年1月4日
14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。
15. 新株予約権の行使の効力発生時期等
- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普

通株式の株主となる。

- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

16. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、係る変更は本要項と一体をなすものとする。

17. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

18. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙10 株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式500株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の計算により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成23年1月30日

4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個あたりの価額は、1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)である52円に上記1.で定める新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の時価を下回る価額での当社普通株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る金額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、上記行使価額は次の計算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の権利行使期間

平成26年1月15日から平成33年1月14日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たる場合にはその前営業日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職、その他当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用される。

8. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
9. 新株予約権証券の発行
新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。
10. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、26円とする。
11. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合の利益または利息の配当起算日
本新株予約権の行使により発行された新株に対する最初の利益配当金または中間配当金については、本新株予約権の権利行使が8月1日から1月31日までになされたときは8月1日に、2月1日から7月31日までになされたときは2月1日に、それぞれ本新株予約権の権利行使があったものとみなしてこれを支払うものとする。
12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4.において定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の取得の事由及び条件
上記7.に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使請求受付場所

株式会社ティー・ワイ・オー経営企画部(東京都品川区上大崎二丁目21番7号)またはその業務を承継する部署とする。

14. 新株予約権行使時の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行東京中央支店(東京都中央区八重洲一丁目2番16号)またはその業務を承継する銀行もしくは部署とする。

15. 新株予約権の行使の効力発生時期

新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書およびその他行使に要する書類が新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込をすべき金額が払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

16. 株券の交付方法

当社は、新株予約権の行使手続終了後遅滞無く株券を交付する。ただし、単元未満株については株券を交付しない。

17. その他の事項

本新株予約権の割当および行使に関し必要な細目にわたる事項の決定は、当社代表取締役役に一任する。

以 上

別紙11 AOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式90株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の計算により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成29年1月4日

4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個あたりの価額は、1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)である289円に上記1.で定める新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の時価を下回る価額での当社普通株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る金額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、上記行使価額は次の計算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の権利行使期間

平成29年1月4日から平成33年1月14日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たると場合にはその前営業日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、株式会社ティー・ワイ・オーまたはその関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職、その他当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反し

ない限り適用される。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

10. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

11. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合の利益または利息の配当起算日

本新株予約権の行使により発行された新株に対する最初の利益配当金または中間配当金については、本新株予約権の権利行使が8月1日から1月31日までになされたときは8月1日に、2月1日から7月31日までになされたときは2月1日に、それぞれ本新株予約権の権利行使があったものとみなしてこれを支払うものとする。

12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4.において定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の取得の事由及び条件
上記7.に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使の効力発生時期

新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書およびその他行使に要する書類が当社の指定する新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込をすべき金額が当社の指定する払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

14. その他の事項

本新株予約権の割当および行使に関し必要な細目にわたる事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以 上

別紙12 株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式500株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の計算により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成23年1月30日

4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個当たりの価額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)である52円に上記1.で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の時価を下回る価額での当社普通株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る金額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、上記行使価額は次の計算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の権利行使期間

平成26年1月15日から平成33年1月14日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たる場合にはその前営業日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職、その他当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件については、平成22年10月28日開催の第29期定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができる。

(3)対象者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

(4)本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用される。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

10. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、26円とする。

11. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合の利益または利息の配当起算日

本新株予約権の行使により発行された新株に対する最初の利益配当金または中間配当金については、本新株予約権の権利行使が8月1日から1月31日までになされたときは8月1日に、2月1日から7月31日までになされたときは2月1日に、それぞれ本新株予約権の権利行使があったものとみなしてこれを支払うものとする。

12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画におい

て定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4.において定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記7.に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使請求受付場所

株式会社ティー・ワイ・オー経営企画部(東京都品川区上大崎二丁目21番7号)またはその業務を承継する部署とする。

14. 新株予約権行使時の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行東京中央支店(東京都中央区八重洲一丁目2番16号)またはその業務を承継する銀行もしくは部署とする。

15. 新株予約権の行使の効力発生時期

新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書およびその他行使に要する書類が新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込をすべき金額が払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

16. 株券の交付方法

当社は、新株予約権の行使手続終了後遅滞無く株券を交付する。ただし、単元未満株については株券を交付しない。

17. その他の事項

本新株予約権の割当および行使に関し必要な細目にわたる事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以 上

別紙13 AOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式90株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の計算により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成29年1月4日

4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)である289円に上記1.で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の時価を下回る価額での当社普通株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る金額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、上記行使価額は次の計算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の権利行使期間

平成29年1月4日から平成33年1月14日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たると場合にはその前営業日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、株式会社ティー・ワイ・オーまたはその関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職、その他当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反し

ない限り適用される。

8. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
9. 新株予約権証券の発行
新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。
10. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
11. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合の利益または利息の配当起算日
本新株予約権の行使により発行された新株に対する最初の利益配当金または中間配当金については、本新株予約権の権利行使が8月1日から1月31日までになされたときは8月1日に、2月1日から7月31日までになされたときは2月1日に、それぞれ本新株予約権の権利行使があったものとみなしてこれを支払うものとする。
12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4.において定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記7.に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使の効力発生時期

新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書およびその他行使に要する書類が当社の指定する新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込をすべき金額が当社の指定する払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

14. その他の事項

本新株予約権の割当および行使に関し必要な細目にわたる事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以 上

別紙14 株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。ただし、(注)1の定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数につき同様の調整を行う。
2. 新株予約権の割当日
平成27年1月15日
3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
要しない。
4. 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個あたりの価額は、1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)である188円に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
ただし、(注)2の定めにより行使価額の調整を行うことがある。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
141,000,000円
(注)新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、94円とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、94円とする。

7. 新株予約権の行使期間

平成28年12月26日から平成36年12月25日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 行使請求の受付場所

株式会社ティー・ワイ・オー 経営戦略本部 経営企画部

(2) 行使請求の取次場所

該当事項なし。

(3) 行使請求の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 東京中央支店

9. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができるものとする。ただし、再承継はできないものとする。

(4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。

(5) その他の権利行使の条件は、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

10. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) 対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(3) 対象者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(4)本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。

11. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

12. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

13. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下を総称して「組織再編成行為」という。)に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、

「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記10.「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

(注) 1 付与株式数の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとする。

(注) 2 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。）など、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを上記8.「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記8.「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(注) 4 新株予約権の行使効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続きを行うものとする。

(注) 5 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 6 株式の交付方法

当社は、新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

以 上

別紙15 AOI TYO Holdings株式会社第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式18株とする。ただし、(注) 1 の定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数につき同様の調整を行う。
2. 新株予約権の割当日
平成29年 1 月 4 日
3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
要しない。
4. 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権 1 個あたりの価額は、次により決定される 1 株あたりの価額(以下「行使価額」という。)である1,045円に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
ただし、(注) 2 の定めにより行使価額の調整を行うことがある。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
141,075,000円
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項により算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載

の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使期間

平成29年1月4日から平成36年12月25日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、株式会社ティー・ワイ・オー又はその関係会社の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができるものとする。ただし、再承継はできないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 対象者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下を総称して「組織再編成行為」という。)に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記9.「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

(注) 1 付与株式数の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとする。

(注) 2 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理

的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを当社の指定する新株予約権の行使請求の受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する新株予約権の行使請求の払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(注) 4 新株予約権の行使効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続きを行うものとする。

(注) 5 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 6 株式の交付方法

当社は、新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

以 上

別紙16 株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。ただし、(注)1の定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数につき同様の調整を行う。
2. 新株予約権の割当日
平成27年1月15日
3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
要しない。
4. 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個あたりの価額は、1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)である188円に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
ただし、(注)2の定めにより行使価額の調整を行うことがある。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
235,000,000円
(注)新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、94円とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、94円とする。

7. 新株予約権の行使期間

平成28年12月26日から平成36年12月25日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

(1) 行使請求の受付場所

株式会社ティー・ワイ・オー 経営戦略本部 経営企画部

(2) 行使請求の取次場所

該当事項なし。

(3) 行使請求の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 東京中央支店

9. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができるものとする。ただし、再承継はできないものとする。

(4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。

(5) その他の権利行使の条件は、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

10. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) 対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(3) 対象者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(4)本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。

11. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

12. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

13. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下を総称して「組織再編成行為」という。)に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、

「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記10.「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

(注) 1 付与株式数の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとする。

(注) 2 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを上記8.「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記8.「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(注) 4 新株予約権の行使効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行うものとする。

(注) 5 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てたものとする。

(注) 6 株式の交付方法

当社は、新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

以上

別紙17 AOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式18株とする。
ただし、(注) 1 の定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数につき同様の調整を行う。
2. 新株予約権の割当日
平成29年 1 月 4 日
3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
要しない。
4. 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権 1 個あたりの価額は、次により決定される 1 株あたりの価額(以下「行使価額」という。)である1,045円に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
ただし、(注) 2 の定めにより行使価額の調整を行うことがある。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
225,720,000円
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項により算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載

の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使期間

平成29年1月4日から平成36年12月25日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、株式会社ティー・ワイ・オー又はその関係会社の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができるものとする。ただし、再承継はできないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 対象者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下を総称して「組織再編成行為」という。)に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記9.「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

(注) 1 付与株式数の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとする。

(注) 2 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は行

使価額を調整することができるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを当社の指定する新株予約権の行使請求の受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する新株予約権の行使請求の払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(注) 4 新株予約権の行使効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続きを行うものとする。

(注) 5 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 6 株式の交付方法

当社は、新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

以 上

3 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

当社及びTYOは、本持株会社を設立するに際し、当社及びTYOのそれぞれの株主に対し割当て交付する本持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定し、これを相当と判断いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	当社	TYO
株式移転比率	1	0.18

(注) 1.株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1株を、TYOの普通株式1株に対して本持株会社の普通株式0.18株を割当て交付いたします。なお、本持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、両社の株主に交付しなければならぬ本持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日までの間において、当社又はTYOの事業、財産状態又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事態が発生し、本株式移転計画の目的を達成することが不可能又は著しく困難となった場合には、両社で協議のうえ、変更することがあります。

(注) 2.本持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 24,566,447株

上記は、当社の平成28年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数（13,334,640株）及びTYOの平成28年4月30日時点における普通株式の発行済株式総数（62,398,930株）を前提として算出しております。

なお、当社又はTYOの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等には、本持株会社が実際に交付する新株式数が変動することがあります。

(注) 3.単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元（100株）未満の本持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

② 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

ア 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、当社は株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）を第三者算定機関として起用し、また、TYOはみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を第三者算定機関として起用し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

KPMGは、当社及びTYOについて、両社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価方式を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するために

ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式(以下「DCF方式」といいます。)を、それぞれ採用して算定を行いました。各手法による株式移転比率の算定レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、TYOの普通株式1株に対して割り当てられる本持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価方式(KPMG基準日①)	0.171 ~ 0.187
市場株価方式(KPMG基準日②)	0.170 ~ 0.181
DCF方式	0.128 ~ 0.199

市場株価方式については、「株式会社AOI Pro.と株式会社ティー・ワイ・オーとの共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関する基本合意書の締結について」が公表された平成28年7月11日の前取引日である平成28年7月8日(以下「KPMG基準日①」といいます。)及び平成28年7月28日(以下「KPMG基準日②」といいます。)を基準日として、各基準日の株価終値、各基準日から遡る1か月間、3か月間、6か月間の株価終値単純平均値に基づき算定を行いました。

KPMGがDCF方式による算定にあたり前提とした当社の将来の利益計画には、マーケットシェアの拡大や業務効率の向上のための新システム導入等による主力事業である国内TVCM制作事業の収益性強化、アジアを中心とした海外事業の積極的な推進、インターネット広告分野における動画を活用したサービス領域の拡大等により、平成31年3月期の営業利益が前年度比22.3%増の約36億円になると見込まれております。また、TYOの将来の利益計画については、対前年度比較において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。プロジェクトの原価管理の厳格化による利益率改善、広告主直接取引の積極的な営業活動の推進、広告代理店取引の強化、海外子会社の販管費の削減等により、平成31年7月期の営業利益は前年度比31.2%増の約31億円になると見込まれております。

KPMGは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。両社及びその子会社、関連会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照し

た両社の事業計画に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。KPMGの株式移転比率の算定は、平成28年7月28日時点までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

当社は、KPMGより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、KPMGによる上記算定結果の合理性を確認しております。

一方、みずほ証券は、TYO及び当社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析したうえで、TYO及び当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

上記の評価手法に基づき算出した株式移転比率の算定レンジはそれぞれ以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、TYOの普通株式1株に対して割り当てる本持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法(基準日①)	0.169 ~ 0.178
市場株価法(基準日②)	0.171 ~ 0.182
DCF法	0.151 ~ 0.223

なお、市場株価法では、平成28年7月28日を基準日(以下「基準日①」といいます。)として、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の基準日①の株価終値、基準日①までの1か月間、3か月間及び6か月間における終値単純平均株価、並びにTYOによる「株式会社ティー・ワイ・オーと株式会社AOI Pro.との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関する基本合意書の締結について」及び当社による「株式会社AOI Pro.と株式会社ティー・ワイ・オーの共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関する基本合意書の締結について」が公表され、かつ本株式移転に関する憶測報道がなされた平成28年7月11日の前営業日である平成28年7月8日を基準日(以下「基準日②」といいます。)として、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の基準日②の株価終値、基準日②までの1か月間、3か月間及び6か月間における終値単純平均株価を採用しております。また、みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則として採用し、採用したそれ

らの情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定依頼も行っていません。加えて、両社から提供された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、みずほ証券がDCF法による算定の基礎とするためにTYOから受領した財務予測には、対前年度比較において大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、プロジェクトの原価管理の厳格化による利益率改善、広告主直接取引の積極的な営業活動の推進、広告代理店取引の強化、海外子会社の販管費の削減等により、平成31年7月期の営業利益は前年度比31.2%増の約31億円になると見込まれております。また、当社から受領したDCF法による算定の基礎とした財務予測には、マーケットシェアの拡大や業務効率の向上のための新システム導入等による主力事業である国内TVCM制作事業の収益性強化、アジアを中心とした海外事業の積極的な推進、インターネット広告分野における動画を活用したサービス領域の拡大等により、平成31年3月期の営業利益が前年度比22.3%増の約36億円になると見込まれております。なお、当該財務予測は本株式移転の実施を前提としているものではありません。

TYOは、みずほ証券より、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

イ 算定の経緯

当社は、下記エ「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関としてKPMGを、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるKPMGから平成28年7月28日付けで受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記3.(1)①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

一方、TYOは、下記エ「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、TYOの第三者算定機関としてみずほ証

券を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から平成28年7月28日付けで受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記3.(1)①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるという判断に至り、平成28年7月29日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

ウ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるKPMG及びTYOのフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券は、いずれも当社及びTYOの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

エ 公正性を担保するための措置

当社は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

①独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

当社は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3.(1)②イに記載のとおり、第三者算定機関としてKPMGを起用し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。当社は、第三者算定機関であるKPMGの分析及び意見を参考としてTYOと交渉・協議を行い、上記3.(1)①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを平成28年7月29日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、当社は、本株式移転における株式移転比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

②独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、当社の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

一方、TYOは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

①独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

TYOは、本株式移転の公正性を担保するために、上記3.(1)②イに記載のとおり、第三者算定機関としてみずほ証券を起用し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。TYOは、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考として当社と交渉・協議を行い、上記3.(1)①「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを平成28年7月29日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、TYOは、本株式移転における株式移転比率がTYOの普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

②独立した法律事務所からの助言

TYOは、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、TYOの意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

オ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、当社とTYOの間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

(2)本持株会社の資本金及び準備金等に関する事項

当社及びTYOは、本株式移転による本持株会社の設立に際し、本持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

資本金の額	50億円
資本準備金の額	12億5000万円
利益準備金の額	0円

上記の本持株会社の資本金及び準備金の額は、設立後の本持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、当社及びTYOで協議のうえ、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づき決定しており、相当であると判断しております。

4 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本持株会社を設立するに際し、当社及びTYOが発行している以下の新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、株主及び各新株予約権者の権利を等しく保護する観点から、当社及び

TYOで協議のうえ、以下のとおり、当該新株予約権に代わる本持株会社の新株予約権を以下に定める内容及び割合で交付することを決定し、これを相当であると判断いたしました。

(1) 当社

第1欄記載の当社の各新株予約権(その内容は本株式移転計画別紙のとおり)の新株予約権者に対し、その保有する当該新株予約権1個に代わる第2欄記載の本持株会社の各新株予約権1個

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
株式会社葵プロモーション 第2回新株予約権	本株式移転 計画別紙2	AOI TYO Holdings株式会社 第1回新株予約権	本株式移転 計画別紙3
株式会社AOI Pro. 第5回新株予約権	本株式移転 計画別紙4	AOI TYO Holdings株式会社 第2回新株予約権	本株式移転 計画別紙5
株式会社AOI Pro. 第6回新株予約権	本株式移転 計画別紙6	AOI TYO Holdings株式会社 第3回新株予約権	本株式移転 計画別紙7
株式会社AOI Pro. 第7回新株予約権	本株式移転 計画別紙8	AOI TYO Holdings株式会社 第4回新株予約権	本株式移転 計画別紙9

(2) TYO

第1欄記載のTYOの各新株予約権(その内容は本株式移転計画別紙のとおり)の新株予約権者に対し、その保有する当該新株予約権1個に代わる第2欄記載の本持株会社の各新株予約権1個

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
株式会社ティー・ワイ・オー 第8回新株予約権	本株式移転 計画別紙10	AOI TYO Holdings株式会社 第5回新株予約権	本株式移転 計画別紙11
株式会社ティー・ワイ・オー 第9回新株予約権	本株式移転 計画別紙12	AOI TYO Holdings株式会社 第6回新株予約権	本株式移転 計画別紙13
株式会社ティー・ワイ・オー 第10回新株予約権	本株式移転 計画別紙14	AOI TYO Holdings株式会社 第7回新株予約権	本株式移転 計画別紙15
株式会社ティー・ワイ・オー 第11回新株予約権	本株式移転 計画別紙16	AOI TYO Holdings株式会社 第8回新株予約権	本株式移転 計画別紙17

5 TYOに関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

TYOの平成27年7月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.aoi-pro.com/>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

TYOは、TYOグループの広告主直接取引の拡充と海外事業の本格展開の促進を企図し、平成27年8月31日付けで、グラフィック領域を中心として大手広告主等の案件を長きにわたり手掛けてきた実績のあるクリエイティブ・エージェンシーであり、多くの日本企業に先駆けて、中国やインド等アジア地域を始めとした海外へ事業進出している株式会社ケー・アンド・エルの株式21,250株を第三者割当増資の方法により取得し、同社の議決権の68.0%を保有するに至りました。これにより、同社とともに、同社の子会社である凱立広告(上海)有限公司がTYOの連結子会社となりました。TYOは、同日付けで、株式会社ケー・アンド・エルに対して、当該取得の対価として現金497,250千円を払い込んでおります。

また、株式会社ケー・アンド・エルは、アジア地域へ進出する日系企業へのアプローチ強化を目的とし、平成27年12月11日付けで、同社の子会社である凱立広告(上海)有限公司を通じて、シンガポールにおいてK&L CREATIVE ASIA PTE. LTD.を設立するに至りました。K&L CREATIVE ASIA PTE. LTD.は、その資本金の額(350万シンガポールドル)がTYOの資本金の額の100分の10以上に相当する額となるため、TYOの特定子会社となります。

6 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7 本持株会社の取締役となる者(監査等委員である取締役となる者を除く。)についての会社法施行規則第74条に規定する事項

本持株会社の取締役となる者(監査等委員である取締役となる者を除く。)は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTYOの株式数 (3) 割当てられる本持株会社の株式数
よしだ ひろあき 吉田 博昭 (昭和24年8月22日生)	昭和50年3月 昭和57年4月	日本天然色映画株式会社入社 株式会社ティー・ワイ・オー設立 代表取締役社長(現)	(1) 0株 (2) 4,534,142株 (3) 816,145株
なかえ やすひと 中江 康人 (昭和42年4月28日生)	平成3年4月 平成18年7月 平成20年6月 平成22年6月 平成27年2月 平成27年2月 平成28年6月	当社入社 当社執行役員 当社上席執行役員第一プロダクション ディビジョン本部長 当社常務取締役 当社代表取締役社長 当社グループCEO(現) 当社代表取締役 社長執行役員(現)	(1) 20,000株 (2) 0株 (3) 20,000株
ゆずりはら さとし 譲原 理 (昭和40年6月2日生)	昭和63年4月 平成20年4月 平成22年1月 平成22年6月 平成23年4月 平成24年10月 平成25年4月 平成26年4月 平成26年4月 平成26年5月 平成26年12月 平成27年2月 平成28年6月	株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ戦略部次長 当社入社 執行役員財務本部長 当社取締役 当社常務取締役 AOI Pro. ASIA PTE. LTD.取締役(現) 北京葵友広告有限公司董事長(現) 当社専務取締役 当社グループCFO(現) 株式会社ホリーホック取締役(現) 当社代表取締役専務 当社代表取締役副社長 当社代表取締役 副社長執行役員(現)	(1) 13,000株 (2) 0株 (3) 13,000株

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTYOの株式数 (3) 割当てられる本持株会社 の株式数
うえくぼ ひろあき 上窪 弘晃 (昭和45年1月1日生)	平成4年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行	
	平成14年6月 株式会社ティー・ワイ・オー入社	
	平成17年7月 株式会社ティー・ワイ・オー経営企画部 部長	
	平成19年7月 株式会社ゼオ取締役(現)	
	平成19年8月 株式会社ティー・ワイ・オー取締役 経営 戦略本部長	(1) 0株
	平成19年11月 株式会社ルーデンス取締役(現)	(2) 0株
	平成21年7月 株式会社TYOアニメーションズ取締役 (現)	(3) 0株
	平成22年7月 株式会社ティー・ワイ・オー常務取締役 経営戦略本部長(現)	
	平成27年3月 TYO-ASIA PTE. LTD.取締役(現)	
	平成27年7月 PT TYO FIRST EDITION取締役(現)	
平成27年8月 株式会社ケー・アンド・エル取締役(現)		

(注) 1.所有する当社及びTYOの株式数は、平成28年7月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる本持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる本持株会社の株式数は、本持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

(注) 2.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、各候補者と本持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。

(注) 3.各候補者の選任理由

(1) 吉田博昭氏は、昭和57年4月にTYOを設立して以来、34年にわたり代表取締役としてTYOグループの経営を指揮し、TYOグループを取り巻く事業環境等の変化に適宜対応しながら、その職務・職責を適切に果たしてきました。そして、その有する広告制作に関する知見と強力なリーダーシップにより、TYOグループを広告映像制作業界において屈指の企業集団に引き上げました。こうした経験と知見を活かし、本持株会社の代表取締役としてさらなるリーダーシップを発揮し、業界をリードする本持株会社グループをアジアNo.1の映像を主とする広告関連サービス提供会社へと導くことができる人物と判断いたしました。

(2) 中江康人氏は、平成3年4月に当社に入社して以来、25年にわたり広告制作事業に従事し、第一線で活躍してきたことから、当社グループ及びTYOを取り巻く事業環境や属する事業分野、提供するサービス等について深い知識と経験を有しております。また、平成27年2月より当社の代表取締役グループCEOを務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験と知見を活かし、本持株会社の代表取締役としてさらなるリーダーシップを発揮し、業界をリードする本持株会社グループの経営方針を明確に打ち出し、それを実現させることができる人物と判断いたしました。

(3) 譲原理氏は、金融機関での豊富な経験により企業財務・会計の専門性及び経営全般に関する幅広い知識を有しており、平成22年1月に当社に入社して以来、経営企画、財務企画等を通じ、当社グループの成長に多大なる貢献を果たしております。また、平成27年2月より当社の代表取締役グループCFOを務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経営全般及び管理・運営業務に関する経験と知見を活かすことにより、本持株会社の経営に貢献できる人物と判断いたしました。

(4) 上窪弘晃氏は、金融機関での豊富な経験により企業財務・会計の専門性及び経営全般に関する幅広い知識を有しており、平成14年6月にTYOに入社して以来、TYO及びTYO子会社の取締役として、各社の経営に携わるとともに、TYO経営戦略本部長として、日本国内外における経営企画及び財務企画等を通じ、TYOグループの成長に多大なる貢献を果たしております。こうした経営戦略に関する経験と知見を活かすことにより、本持株会社の経営に貢献できる人物と判断いたしました。

8 本持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

本持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTYOの株式数 (3) 割当てられる本持株会社 の株式数
やえがし さとる 八重樫 悟 (昭和24年7月28日生)	昭和48年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 平成8年4月 株式会社北海道拓殖銀行上野支店長 平成10年5月 当社入社 管理本部財務部長 平成10年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役 平成19年4月 当社専務取締役 平成26年4月 当社取締役 平成26年5月 株式会社デジタル・ガーデン監査役(現) 平成26年5月 株式会社ホリーホック監査役(現) 平成26年5月 株式会社スクラッチ監査役(現) 平成26年5月 株式会社メディア・ガーデン監査役(現) 平成26年5月 株式会社ティー・ケー・オー監査役(現) 平成26年5月 株式会社STORYWRITER監査役(現) 平成26年5月 株式会社シースリーフィルム監査役(現) 平成26年5月 株式会社ワサビ監査役(現) 平成26年6月 株式会社ビジネス・アーキテツツ監査役(現) 平成26年6月 株式会社大日監査役(現) 平成26年6月 当社常勤監査役 平成28年6月 当社取締役 常勤監査等委員(現) 平成28年6月 株式会社Quark tokyo監査役(現)	(1) 46,300株 (2) 0株 (3) 46,300株
こくほ たかし 小久保 崇 (昭和49年1月18日生)	平成12年10月 第一東京弁護士会に弁護士登録 平成12年10月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 平成18年4月 米国デューク大学ロースクール卒業 平成18年9月 クリアリー・ゴッドリーブ・スティーン&ハミルトン法律事務所(ニューヨーク)勤務 平成20年12月 仏国インシアード(INSEAD)卒業 平成21年2月 インテグラル株式会社入社 平成23年10月 株式会社ティー・ワイ・オー監査役 平成26年3月 小久保法律事務所設立 平成26年7月 株式会社ADC設立 代表取締役(現) 平成26年10月 株式会社ティー・ワイ・オー取締役(現) 平成28年2月 ディッグ・フィールズ・アンド・コー株式会社 社外取締役(現)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	(1) 所有する当社の株式数 (2) 所有するTYOの株式数 (3) 割当てられる本持株会社 の株式数
たかだ かずき 高田 一毅 (昭和40年7月4日生)	平成14年12月 税理士登録 平成16年4月 高田会計事務所開業 平成23年4月 みなとみらい税理士法人 高田会計事務所 代表社員(現) 平成23年6月 当社監査役 平成28年6月 当社取締役 監査等委員(現)	(1) 4,300株 (2) 0株 (3) 4,300株
はぎわら よしはる 萩原 義春 (昭和44年2月4日生)	平成5年10月 司法書士高橋美重子事務所入所 平成6年5月 司法書士登録 平成9年4月 ベックワンパートナーズ総合事務所・司法書士萩原義春事務所(現 司法書士事務所アレックス・カウンセラー・アンド・サービス)開設 代表司法書士(現) 平成17年10月 アカデミーキャピタルインベストメンツ株式会社社外監査役 平成20年10月 株式会社ティー・ワイ・オー監査役 平成25年11月 株式会社ティー・ワイ・オー常勤監査役(現) 平成25年11月 株式会社TYOテクニカルランチ監査役(現) 平成25年11月 株式会社TYOアニメーションズ監査役(現) 平成27年2月 株式会社アレックス・リアル・エステート代表取締役(現) 平成27年7月 PT TYO FIRST EDITION 主席監査役(現) 平成27年8月 株式会社ケー・アンド・エル監査役(現) 平成27年10月 株式会社リアル・ティ監査役(現)	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

(注) 1.所有する当社及びTYOの株式数は、平成28年7月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる本持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる本持株会社の株式数は、本持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

(注) 2.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、各候補者と本持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。

(注) 3.小久保崇氏、高田一毅氏及び萩原義春氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。本持株会社が設立され、上記3氏が同社の監査等委員である取締役に就任した場合には、同社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定です。なお、現在当社は、高田一毅氏を、また、TYOは、小久保崇氏及び萩原義春氏を独立役員として指定し、届け出ております。

(注) 4. 社外取締役の独立性

- (1) 小久保崇氏及び同氏が経営している法律事務所と当社又はTYOとの間に、顧問契約又は個別の法律事務の委任等の取引関係は過去及び現在においてもありません。また、同氏が兼務しているいずれの先も当社又はTYOとの間に取引関係はありません。同氏は、本株式移転における当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所での勤務の経験がありますが、個別の案件の取引であること及び同氏が同事務所において現に業務を行っていたときから10年以上が経過していることなどから、十分に独立性を有していると判断しております。
- (2) 高田一毅氏及び同氏が経営している会計事務所と当社又はTYOとの間に、顧問契約又は個別の会計、税務事務の委任等の取引関係は過去及び現在においてもありません。上記の理由により同氏は十分に独立性を有していると判断しております。
- (3) 萩原義春氏及び同氏が経営している司法書士事務所と当社又はTYOとの間に、顧問契約又は個別の事務の委任等の重要な取引関係は過去及び現在においてもありません。また、同氏が兼務しているいずれの先も当社又はTYOとの間に取引関係はありません。上記の理由により同氏は十分に独立性を有していると判断しております。

(注) 5. 各候補者の選任理由

- (1) 八重樫悟氏は、金融機関での豊富な経験と企業財務・会計の専門性及び経営全般に関する幅広い知識を有しており、当社においても長年にわたり財務部門に携わるなど業務に精通していることから、監査等委員である取締役の職務を適切に遂行することができるかと判断いたしました。
 - (2) 小久保崇氏は、企業経営並びに金融に関する知見と弁護士としての実績及び識見が高く評価されており、業績及び企業価値の向上に十分に貢献することが期待できることから、社外取締役として監査等委員である取締役の職務を適切に遂行することができるかと判断いたしました。
 - (3) 高田一毅氏は、税理士としての専門的かつ客観的な視点から、適切な指導及び監査を行える人材であると判断いたしました。なお、同氏は会社経営に直接関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役として監査等委員である取締役の職務を適切に遂行することができるかと判断いたしました。
 - (4) 萩原義春氏は、司法書士の資格を有し、企業における上場準備及び社内体制の整備、資金調達、インセンティブプラン、組織再編、M&A等企業法務に関する豊富な経験と識見を有していることから、社外取締役として監査等委員である取締役の職務を適切に遂行することができるかと判断いたしました。
- (注) 6. 高田一毅氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3か月となります。
また、小久保崇氏のTYO社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年11か月となります。

(注) 7. 責任限定契約について

本持株会社が設立され、各候補者が同社の監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の責任について、同社は各氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、現在当社は、八重樫悟氏及び高田一毅氏との間で、また、TYOは、小久保崇氏及び萩原義春氏との間で同様の責任限定契約を締結しております。

9 本持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

本持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名称	有限責任監査法人トーマツ															
事務所の所在地	主たる事務所	東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティ														
	その他の事務所	(国内) 札幌、仙台、盛岡、新潟、さいたま、千葉、横浜、長野、金沢、富山、静岡、名古屋、岐阜、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、神戸、岡山、広島、松江、高松、松山、福岡、大分、熊本、鹿児島、那覇 (海外) 駐在員等派遣 約50都市(Deloitte Touche Tohmatsu Limited とそのメンバーファーム)														
沿革	昭和43年5月	等松・青木監査法人設立														
	昭和50年5月	トウシュ ロス インターナショナル<TRI>(現 デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>)へ加盟														
	平成2年2月	監査法人トーマツに名称変更														
	平成21年7月	有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更														
概要	<p>監査関与会社：3,574社(平成27年9月末日現在)</p> <p>金商法・会社法監査：959／金商法監査：12／会社法監査：1,100／学校法人監査：83／労働組合監査：64／その他の法定監査：441／その他の任意監査：915</p> <p>資本金：901百万円(平成28年6月末日現在)</p> <p>構成人員：6,631人(平成28年6月末日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>社員(公認会計士)</td> <td>524</td> </tr> <tr> <td>特定社員</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>職員 公認会計士</td> <td>2,704</td> </tr> <tr> <td>公認会計士試験合格者等(会計士補を含む)</td> <td>1,285</td> </tr> <tr> <td>その他専門職</td> <td>1,411</td> </tr> <tr> <td>事務職</td> <td>663</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,631</td> </tr> </table>		社員(公認会計士)	524	特定社員	44	職員 公認会計士	2,704	公認会計士試験合格者等(会計士補を含む)	1,285	その他専門職	1,411	事務職	663	合計	6,631
社員(公認会計士)	524															
特定社員	44															
職員 公認会計士	2,704															
公認会計士試験合格者等(会計士補を含む)	1,285															
その他専門職	1,411															
事務職	663															
合計	6,631															

(注) 有限責任監査法人トーマツは、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

現行定款第14条では、定時株主総会の基準日は毎年3月31日とされています。第1号議案が承認可決され、本株式移転が実施されますと、当社の株主の皆様が平成29年1月4日(予定)をもって設立される本持株会社の株主となることに伴い、当社の株主は、本持株会社のみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなることから、同条を削除し、現行定款第15条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

また、当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までであります。本持株会社と決算期を12月31日に統一することで、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を「毎年1月1日から12月31日迄の1年」へ変更いたします。これに伴い、現行定款第39条(事業年度)及び第40条(剰余金の配当基準日)、第41条(中間配当)に所要の変更を行うことに加え、第54期事業年度が9か月の変則決算となるため、経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

なお、本定款変更は、第1号議案が原案どおり承認可決されること及び平成28年12月31日の前日までに第1号議案においてご承認いただく本株式移転計画の効力が失われていないこと、本株式移転が中止されていないことを条件として、平成28年12月31日に効力を生ずるものといたします。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第13条 <条文省略>	第1条～第13条 <現行どおり>
第14条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。	<削除>
第15条～第38条 <条文省略>	第14条～第37条 <現行どおり>
第39条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄の1年とする。	第38条 (事業年度) 当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日迄の1年とする。
第40条 (剰余金の配当基準日) 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	第39条 (剰余金の配当基準日) 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

現行定款	変更案
<p>第41条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により毎年<u>9</u>月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p>	<p>第40条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議により毎年<u>6</u>月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p>
<p>第42条 <条文省略></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であったものを含む)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第41条 <現行どおり></p> <p>附則 第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であったものを含む)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>第2条 第38条の規定にかかわらず、第54期の事業年度は平成28年4月1日から平成28年12月31日までとする。</p>
<p><新設></p>	<p>第3条 前条及び本条は、平成28年12月31日の経過をもって無効とし削除する。</p>

(ご参考)

第2号議案が承認可決され、平成28年12月31日付で定款変更の効力が生じた場合における、平成28年12月期(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、平成28年12月31日の最終の株主名簿に記載又は登録された株主又は登録株式質権者に対し、当社からお支払いする予定でございます。

以 上

臨時株主総会会場ご案内

会場 東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー 36階「ガーネット36」
 ☎03-3440-1111 (代表)



交通のご案内

JR線
 新幹線
 京浜急行線

品川駅 高輪口から徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と
 植物油インキを使用しています。